

# 桑折町事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続に支障が生じている町内事業者に対して、企業活動の継続及び雇用維持のための支援金を給付します。

## 給付条件

### 1 桑折町内に事業所を有し、基準日現在で事業を営んでいる法人または個人事業主で町税の滞納がない者

- ・基準日：令和2年5月1日
- ・対象事業者：小規模企業者および小規模事業者(下記参照)

業種	常時使用する従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下
卸売業・サービス業・小売業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下

※常時使用する従業員には、会社役員、個人事業主本人及び同居の家族(無給)等は含まれません。詳しくはお問い合わせください。

### 2 新型コロナウイルスの影響により経営が悪化していること

- ・令和2年3月、4月または5月のいずれか1か月の売上高と、前年同月の売上高を比較し売上減少率が20%以上であること。

※創業後1年未満で、前年同月の売上高がない方へは、緩和要件があります。詳しくはお問い合わせください。

### 3 給付額について

- ・売上減少率が20%以上30%未満の対象事業者 **5万円**
- ・売上減少率が30%以上の対象事業者 **10万円**

## 申請方法

- ・申請期間 令和2年5月28日(木)～令和2年7月31日(金)まで
- ・申請書 町ホームページからダウンロードできるほか、桑折町商工会、桑折町産業振興課商工観光推進室の窓口で配布しています。
- ・申請方法 郵送の場合は下記までお送りください。  
〒969-1692 桑折町字東大隅18番地 産業振興課商工観光推進室 宛  
持参の場合は下記窓口にて受付しています。  
○商工会加盟事業者は、商工会で申請受付。  
○商工会加盟事業者以外は、桑折町産業振興課商工観光推進室で申請受付。
- ・お問合せ ○商工会加盟事業者の方 桑折町商工会 ☎582-2474  
○商工会加盟事業者以外の方 産業振興課商工観光推進室 ☎582-2126

添付書類など詳しくは裏面



## 申請書に添付する書類

### 法人の場合

添付書類	
確定申告書類	・前年度確定申告書第一表控えの写し ・法人事業概況説明書の写し
売上減少を証明する書類	対象月の事業収入額がわかる売上台帳など。 (経理ソフト出力のもの、エクセル等作成のもの、手書き売上元帳など)
法人名義の口座の通帳の写し	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの (通帳表紙の次ページの見開きの写し)
本人(代表者)確認書類	運転免許証(両面) ※運転免許証がない方は、下記のいずれか1つの写し。 ・マイナンバーカード(おもて面)の写し ・パスポート(顔写真の掲載されているページ)の写し ・各種健康保険証の写し

### 個人事業主の場合

添付書類	
確定申告書類	(青色申告の場合) ・2019年確定申告書第一表控えの写し ・所得税青色申告決算書(1~2ページ部分の写し) (白色申告の場合) ・2019年確定申告書第一表の控えの写し ・収支内訳書(1~2ページ部分の写し)
売上減少を証明する書類	法人の場合と同様
申請者名義の口座の通帳の写し	法人の場合と同様
本人(代表者)確認書類	法人の場合と同様

※確定申告書類、売上減少を証明する書類について、持続化給付金の交付を受けた者は、交付を受けたことが分かる書類の写しで代用可。

※売上減少を証明する書類について、セーフティネット保証、危機関連保証の認定を受けた者は、認定書の写しで代用可。

※フリーランスについては、事業性があるか否かで判断するため、開業届の提出の有無、確定申告書の収入が事業収入として申告されているか等、事業を行っていることが分かる資料を上記と併せて提出してください。

## 申請期間 令和2年5月28日(木)~7月31日(金)

- ・申請書と添付書類を受領後、審査の上、速やかに交付決定通知を送付します。
- ・申請書等に不明な点があった場合は、電話にて内容の確認をすることがあります。